

県立高等学校における学校外の学修の単位認定に係る指針

平成20年2月

千葉県教育委員会

1 趣旨

生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、学習の選択幅を拡大するとともに、自ら学ぶ意欲を向上させることにより、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、各学校において学校外の学習の単位認定が円滑に実施されるよう指針を定める。

2 単位認定の対象とする学校外の学修

- (1) 単位認定の対象とする学校外の学修は、高等学校教育の目的や水準に相当するもので、県立高等学校管理規則第19条の4によって定められた学修とする。
- (2) 高等学校学習指導要領に定められたすべての生徒に履修させる教科・科目は、当該学校において履修させることとし、学校外の学修をもってこれに代えることはできない。
- (3) 単位認定の対象とする学校外の学修は、高等学校在学中における学修とする。

3 学校外の学修の単位認定権者

学校外の学修の単位認定は、各学校の校長がこれをおこなう。

4 実施に当たっての留意点

(1) 単位の認定

ア 学校外の学修の単位認定は、全日制、定時制及び通信制の課程に在籍する生徒に適用する。

イ 学校外の学修に対して認定できる単位数の限度は、県立高等学校管理規則第19条の5の規定に示されているとおり、36単位までとする。

ウ 認定された学校外の学修の単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

ただし、学校外における学修の単位認定を見込んで卒業を認定することはできない。

エ 単位認定の時期は、原則として、学校外の学修が認められた年度の対応教科の科目又は「学校設定科目」及び「学校設定教科」に関する科目の単位を認定する時期とする。

オ 単位認定に当たっては、評価はおこなわず、単位の認定のみとする。

カ 単位認定に当たっては、あらかじめ、連携する機関や団体に対し、制度の趣旨を十分に伝えるとともに、実施上必要があれば協定等を結ぶなどして、共通理解をもつよう努める。

キ 単位認定の対象とする学校外の学修は、学校が活動内容を客観的に把握できるものであり、教育課程上に位置付けられた当該学校の教育活動に支障を及ぼさないものとする。

(2) 教育課程上の位置付け

ア 教育課程上の位置付けは、次の(ア)～(ウ)のいずれかとする。

(ア) 対応する教科・科目の増加単位として認定する。

(イ) 対応する教科の「学校設定科目」の単位、単位数の一部、又は増加単位として認定する。

(ウ) 「学校設定教科」に関する科目の単位、単位数の一部、又は増加単位として認定する。

イ 学修の内容に対応する教科・科目のない場合の「学校設定教科」の名称は、原則として「学校外学修」とし、この場合の科目名は、「大学等における学修」、「知識及び技能審

査」、「ボランティア活動」、「就業体験」、「スポーツ・文化活動」とする。

なお、このいずれにも該当しない場合は、科目名を「社会体験活動」とする。

(3) 生徒指導要録上の取扱い

ア 当該科目の単位又は当該科目の単位数の一部として認定する場合、当該科目の「修得単位数」の欄に記入する。

イ 当該科目の増加単位として認定する場合、当該科目の「修得単位数」の欄に、加えた単位数を含めて記入する。

なお、すでに単位を認定した科目に係る学校外の学修を単位認定する場合、成果認定された年度の当該科目の「修得単位数」の欄に増加単位数を記入する。

ウ 上記ア、イのいずれの場合も、備考欄に学校外の学修の内容、時期、修得単位数等を記入する。

(4) 指導上の留意点

ア 実施に当っては、予め生徒及び保護者に対し、制度の趣旨、内容、学校の方針、単位認定の基準などについて十分に説明する。

イ 学校は、申請書、計画書の作成等に係るオリエンテーションの実施、レポートの提出など、必要かつ適切な事前・事後の指導をおこなう。

5 大学、高等専門学校又は専修学校の高等教育課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修(県立高等学校管理規則第19条の4第1号関係)

(1) 大学又は高等専門学校における科目等履修生、研究生又は聴講生としての学修

ア 教育課程上の位置付け

原則として、対応する教科・科目に位置付ける。

イ 単位認定の手続き

(ア) 生徒は、主催者、目的、内容、開設期間、時数、修了証書の有無等が記載された書類を校長に提出し、事前に審査を受ける。

(イ) 校長は、事前審査をおこない、許可する場合、該当する教科・科目名を決定する。

(ウ) 校長は、生徒の受講後、修了証書や受講証明書等で成果を確認し、単位の認定をおこなう。

(エ) 校長は、『学校外の学修の単位認定報告書』(様式1)を、翌年度の5月末までに、指導課長あて提出する。

ウ 単位の標準時数

1単位当たり、35単位時間に相当する時間を標準とする。

(2) 専修学校の教育課程における学修及び専門課程における科目等履修生又は聴講生としての学修

5の(1)に準じる。

(3) 専修学校が高等課程又は専門課程において高等学校の生徒を対象としておこなう付帯的教育事業における学修

5の(1)に準じる。

(4) 大学において開設する公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修、その他これに類する学修

ア 教育課程上の位置付け

5の(1)のアに準じる。

イ 単位認定の要件

高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの。

ウ 単位認定の手続

5の(1)のイに準じる。

エ その他

各種学校や専修学校の1つである予備校における特別の進学指導に係る学修の成果を単位認定の対象とすることはできない。

(5) 単位認定の限度

大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修に係る単位数の上限は、各学校で定めるものとする。

6 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修(県立高等学校管理規則第19条第4の2号関係)

(1) 対象とする知識及び技能に関する審査及び単位数

対象とする知識及び技能に関する審査及び単位数は、別表を標準とする。

(2) 教育課程上の位置付け

原則として、対応する教科・科目に位置付ける。なお、対応する教科・科目に位置付ける場合及び学校設定教科「学校外学修」に関する科目「知識及び技能審査」に位置付ける場合は、『知能及び技能審査の単位認定計画書』(様式2)により、実施する前年度の2月末までに、指導課長あて届け出る。

前年度に継続して単位認定を計画する場合にも、毎年度届け出ること。

(3) 単位認定報告書の提出

校長は『知能及び技能審査の単位認定報告書』(様式3)を翌年度の5月末までに指導課長あて提出する。

前年度2月末までに『知能及び技能審査の単位認定計画書』(様式2)を届け出たものの、該当者がいなかった場合も、様式3によりその旨届け出ること。

7 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動(当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。)に係る学修(県立高等学校管理規則第19条の4第3号関係)

(1) ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動に係る学修

ア 教育課程上の位置付け

(7) ボランティア活動に係る学修については、原則として、学校設定教科「学校外学修」に関する科目「ボランティア活動」として位置付ける。

(4) 就業体験については、原則として、対応する教科・科目に位置付ける。

イ 単位認定の要件

(7) 高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの

(1) ボランティア活動

a 計画的、継続的な活動であること。

b 公的機関やそれと同等の信頼できる団体等の受入れや仲介のある活動であること。

c 学校が十分に連携のとれる受入れ先や仲介先であること。

d 学校が活動の証明を得られる受入れ先や仲介先であること。

(2) 就業体験

a 生徒が報酬を得ることを目的とする活動でないこと。

b 受け入れ先については、就業体験活動に理解があること、生徒に指導・監督ができること、信頼のできる評価や活動証明が可能であること及び安全対策等について十分な配慮ができることとする。

(I) その他これらに類する活動

(1)又は(2)に順ずる。

ウ 単位認定の手續

- (ア) 生徒は、目的、活動内容、活動場所（受入れ先）、仲介機関、活動期間等必要な事項を記入した活動計画書を校長に提出し、事前に審査を受ける。
- (イ) 校長は、事前審査を行い、許可する場合には、該当する教科・科目を決定し、必要な事前指導を行う。
- (ロ) 校長は受入れ先等との十分な連携を図る。
- (ハ) 活動終了後、生徒の「活動報告書」、施設の担当者の「活動実施証明書」等で成果を確認し、校長が単位の認定を行う。
- (ニ) 校長は、翌年度の5月末までに『学校外の学修の単位認定報告書』（様式1）を指導課長あて提出する。

エ 単位の標準時数

1単位当たり、35単位時間に相当する時間を標準とする。

オ 単位認定の限度

ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動に係る学修の単位数の上限は、各学校で定めるものとする。

- (2) スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたものに係る学修

ア 教育課程上の位置付け

学校設定教科「学校外学修」に関する科目「スポーツ・文化活動」として位置付ける。

イ 単位認定の要件

- (ア) 高等学校教育に相当する水準を有すると校長が認めたもの
- (イ) 部活動等の学校の教育活動の一環として行われたものでなく、かつ、次のa及びbのうちいずれかに該当すること。
 - a 活動を主催及び共催する団体が営利等を目的とする団体ではないこと。
 - b 公的機関が活動を主催、共催又は後援していること。
- (ロ) 活動の規模や水準等に基づき、その成果が顕著なものであると判断できること。
- (ハ) 段位や資格の取得を対象として単位を認定する場合には、内容や取得者数などを十分に検討し、顕著な成果に当たるかを慎重に判断すること。

ウ 単位認定の手續

- (ア) 生徒は、活動の成果を証明する資料（賞状、証書等）及び活動の内容や活動を主催する団体に関する資料を添えて校長に申請する。
- (イ) 校長は、生徒から提出された資料を基に、活動の内容や規模を個々に判断して単位を認定すること。
- (ロ) 校長は、翌年度の5月末までに『学校外の学修の単位認定報告書』（様式1）を指導課長あて提出する。

エ 単位認定の限度

スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたものに係る学修の単位数は、原則として一活動2単位を上限とする。